

2023年7月10日

関係各位

会社名:三井物産株式会社
代表者名:代表取締役社長 堀 健一
(コード番号:8031)
本社所在地:東京都千代田区大手町
一丁目2番1号

自己株式の取得結果および取得終了並びに自己株式の消却株式数に関するお知らせ
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び会社法第178条の規定に
基づく自己株式の消却)

当社は、2022年11月1日及び2023年2月3日開催の取締役会において決議しました、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得について、下記の通り実施し、取得価額の総額の上限に達したことをもって終了しましたので、お知らせいたします。なお、同取締役会において決議しました、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却につきまして、消却する株式の数が確定しましたので、併せてお知らせいたします。

記

- 2023年7月7日現在における自己株式の取得状況
 - 取得した株式の種類 : 当社普通株式
 - 取得した株式の総数 : 1,542,600株
 - 株式の取得価額の総額 : 8,324,714,711円
 - 取得期間 : 2023年7月1日～2023年7月7日
- 上記取締役会決議に基づき2023年7月7日までに取得した自己株式の累計
 - 取得した株式の総数 : 60,004,800株
 - 株式の取得価額の総額 : 239,999,944,385円
- 上記取締役会決議に基づき2023年8月31日に消却する自己株式
 - 消却する株式の種類 : 当社普通株式
 - 消却する株式の総数 : 22,198,700株
(消却前発行済株式総数に対する割合1.4%)
 - 消却後の発行済株式総数 : 1,522,591,268株
 - 消却予定日 : 2023年8月31日
- 上記取締役会決議に基づき消却する自己株式の累計
 - 株式の種類 : 当社普通株式
 - 株式の総数 : 70,004,800株
(うち、2023年3月13日に消却した自己株式 47,806,100株)

(参考) 2022年11月1日及び2023年2月3日開催の取締役会における決議内容

1. 自己株式の取得に関する決議内容

- (1) 取得対象株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 取得し得る株式の総数 : 8,000万株を上限とする
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する上限割合 5.2%)
- (3) 株式の取得価額の総額 : 2,400億円を上限とする
- (4) 取得期間 : 2022年11月2日～2023年7月31日
- (5) 取得方法 : (i) 自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による市場買付け
(ii) 取引一任契約に基づく立会取引市場における市場買付け

2. 自己株式の消却に関する決議内容

- (1) 消却する株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 消却する株式の総数 : 上記1.に基づき取得する自己株式の全株式に1,000万株を加えた株式数(消却前の発行済株式総数に対する上限割合 5.7%)
- (3) 消却予定日 : (i) 2022年11月2日～2023年2月28日の期間中に取得した全株式と1,000万株を加えた株式数: 2023年3月13日
(ii) 2023年3月1日～2023年7月31日の期間中に取得した全株式: 2023年8月31日

本件に関する問合せ先: 三井物産(株)
IR部 TEL: 03(3285)7657
広報部 TEL: 080(5912)0321

ご注意:

本発表資料には、将来に関する記述が含まれています。こうした記述は、現時点で当社が入手している情報を踏まえた仮定、予期及び見解に基づくものであり、既知及び未知のリスクや不確実性及びその他の要素を内包するものです。かかるリスク、不確実性及びその他の要素によって、当社の実際の業績、財政状況またはキャッシュ・フローが、こうした将来に関する記述とは大きく異なる可能性があります。こうしたリスク、不確実性その他の要素には、当社の最新の有価証券報告書、四半期報告書等の記載も含まれ、当社は、将来に関する記述のアップデートや修正を公表する義務を一切負うものではありません。また、本発表資料は、上記事実の発表を目的として作成されたものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。